

管理委託契約時の重要事項説明書【準則第5条】

管理委託契約書【準則第6条】

甲及び乙は、業務処理準則第5条の規定に基づき乙が本契約の内容の説明がなされたこと、業務処理準則第6条の規定に基づき甲乙間で本契約が成立したことを証するため、本書面2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

(SAMPLE)

平成 年 月 日

委 託 者（甲）

受託登録管理業者（乙）